

No.	F-38	施設名	亀田公民館
-----	------	-----	-------

函館市公共施設カルテ

平成31年3月31日現在

I 施設の基本情報										
所在地	富岡町1丁目18番3号			所管部課	生涯学習部生涯学習文化課					
開設年月日	昭和38年6月29日	附属建物	無	地区区分	4 北東部地区	避難所	—			
設置根拠	社会教育法 函館市公民館条例									
設置目的	社会教育法の規定に基づき、市民のために実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため。									
運営主体	指定管理 (公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団)			指定管理期間	平成27～令和元年度(5年間)					
取得方法	その他		特記事項	なし						
敷地	土地面積	760.00 m ²	地番	1番1		財産区分	行政財産(公共用)			
	借地面積	0.00 m ²	貸主	—		借地料(千円/年)	-千円			
	総面積	760.00 m ²	特記事項	五稜郭中学校用地内						
建物	構造	木造		階数	地上2階		財産区分	行政財産(公共用)		
	延床面積	489.24 m ²	建築年度	昭和38年 (築55年)		老朽度	× 法24年			
	耐震対策	対象外		特記事項	なし					
II 運営情報(単位:人,千円)					III 施設評価					
項目		平成29年度決算		平成30年度決算		評価				
収入	使用料・手数料	-		-		F 統廃合または複合化 今後の施設のあり方 亀田交流プラザの統合対象施設であり、令和2年度の亀田交流プラザ供用開始後に解体予定です。 参考：類似施設 函館市公民館				
	その他	9		9						
	計 (A)	9		9						
支出	人件費	-	-	-	-					
	職員	職員	-	-	-					
		嘱託	-	-	-					-
		臨時	-	-	-					-
	委託料	-		-						
	修繕料等	-		-						
	光熱水費等	-		-						
	指定管理料	16,651		16,713						
その他	28		28							
計 (B)	16,679		16,741							
収支差 (B-A)		16,670		16,732						
利用状況	利用人数	15,178		15,622		特記事項				
	有料	有料								
		無料								
	稼働日数	293		292						
1日当りの利用者数	51.8		53.5							

【施設】



【地区区分】

